

又汝が罪をかぞふる時は、其徳小にして害又大なり、就中かの嘴太は性佞強惡にして、鷺の翅を  
あなどり、鷹の爪の利ことを恐れず、肉は鴻雁の味もなく、聲は黃鳥の吟にも似ず、啼時は人不正  
の氣を抱て、かならず凶事をひいて愁をむかふ、里にありては栗柿の梢をあらし、田野に有ては  
田畑を費す、粮々辛苦の勞をゑらすや、或は雀のかい子をつかみ、池の蛙をくらふ、人の尸をまち  
牛馬の腸をむさぼりて、終にいかの爲に命をあやまり、鶉の眞似をしてあやまりを傳ふ、是みな  
汝むさぼること大にして、其智を責ざる誤りなり、汝がごときは心貪慾にして、かたちを墨に染  
たる、人に有て賣僧といふ、釋氏も是をにくみ、俗士も甚うとむ、嗚呼汝よくつゝ、しめ、羿が矢先に  
か、つて、三足の金鳥に罪せられんことを、

〔鶉衣拾遺上〕鶉箴

孝は百行のもと、こそきくに、かれは反哺の孝心はありながら、いかで啼聲をさへ、不祥の物に  
にくまれけむ、夫も夕ぐれの端居に、泊がらすの三ツ四ツつれたるは、清少納言もあはれとはみ  
しを、まだ曉の鐘もならぬに、月夜あるきに起さわぎて、常に廓の夢をやぶり、かの楓橋の漿枕に、  
唐人の寐言をも驚しぬ、これらは人にかこたれながら、かへつて風雅の種となりて、鳥丸殿の歌  
にもよまれべきか、田畑にむらがりては、麥をほせり、大根をつゝ、き、曾哲が隱居屋のなつめも栗  
栖野の秘藏の柑子も、などいたづらにあらしけむ、然るに古きためしには、かの鳥羽玉も汝が寶  
にて、名劍に小鳥あり、おふけなくも日輪に三足のからすもおはしませば、さのみさがなき物と  
もおもひくだされず、されば一たび己を顧て、鶉の眞似をする、僭上をやめ、鷺を鳥の無理をたし  
なみ、鳥麥鳥瓜の備はりたる食もあれば、身を墨染の善心に發起して、今かくいへるしめしをも、  
よくあゝと打うなづかば、あんかうがらす、のら鳥、うかれがらすの浮名もきえて、長くお鳥  
大明神のめぐみかうむるべし、さらば鳴子の枝もならさず、案山子も弓を袋の世となりてん、ア